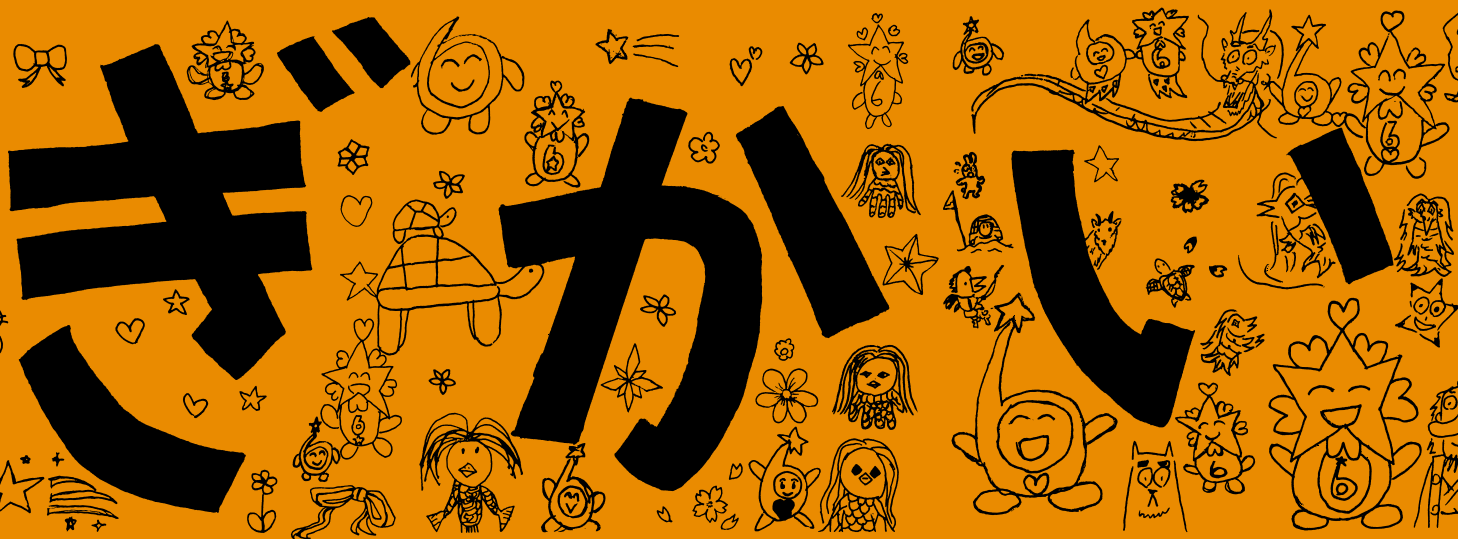




高山市議会「議会モニター」募集要領

◎議会モニター設置の目的

高山市議会では、議会に対するご意見や年4回発行する「ぎかいだより」に対するご意見などをお聴きし、いただいたご意見を議会運営に反映させ、市民の皆さんに身近に感じていただける開かれた議会をつくりあげることが目的に、議会モニター制度を導入します。

◎議会モニターの仕事

市議会が年4回発行する「ぎかいだより」、CATV放送、議会映像情報等をご覧になり、議会運営や議会活動についてご意見をいただくほか、「ぎかいだより」の内容や構成等についてもご意見をいただきます。

募集対象 ● 年齢18歳以上の市民

応募方法 ● 「議会モニター申込書」に必要事項を記入の上、**令和2年11月30日(月)**までに、議会事務局へ提出してください。様式は市議会ホームページからダウンロードできます。申込書の郵送を希望される方は、議会事務局にお知らせください。

任 期 ● 令和3年1月1日から令和4年4月30日までの1年4か月間(再任をお願いする場合があります)

そ の 他 ● モニターの仕事は無償となります。できる限り在宅で活動できるようにいたします。
議会モニターに委嘱させていただいた方の氏名はぎかいだよりで紹介いたします。



◎提出・お問合せ先

高山市議会事務局 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話 ● (0577) 35-3152 FAX ● (0577) 35-3170 E-mail ● gikai@city.takayama.lg.jp

ホームページ ● <https://www.city.takayama.lg.jp/gikai/index.html>



高山市議会議員の不祥事について

この度、本市議会議員が窃盗の容疑で逮捕されましたことは、大変遺憾であり、市民の皆様をはじめ、多くの方々にご心配とご迷惑をおかけしておりますことについて、深くお詫び申し上げます。

本市議会といたしましては、市民の皆様からの信用と信頼を失墜させた今回の事態を重く受け止めております。

現在、事実関係の確認に努めていますが、今後、議会運営委員会等を開催し、議会として取るべき対応を協議してまいりたいと考えております。

私どもといたしましては、市民の皆様からの負託に応えるべき市議会議員としての姿勢を正し、その職責と立場を再認識したうえで、職務に努めてまいりますので、皆様には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年10月25日

高山市議会議員 倉田博之

